

## 二宮町議会基本条例推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は二宮町議会基本条例(平成25年二宮町条例第1号)第27条に基づき、二宮町議会基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し遂行する。

- (1) 議会基本条例の継承、検証及び改正
- (2) 議会改革の諸課題
- (3) 議会報告会及び意見交換会の運営

(組織等)

第3条 委員会は議長、副議長、総務建設経済常任委員会委員長、教育福祉常任委員会委員長及び議会だより編集委員会委員長のほか、議会だより編集委員会委員以外の議員により構成する。

2 委員は、議長が議会全員協議会に諮って指名する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任期の起算)

第5条 委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の開催は、委員長がこれを招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会において必要があると認められたときは、その会議の議事に関係ある者及び団体の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(傍聴の取扱)

第9条 委員会の傍聴については、二宮町議会傍聴規則(昭和53年二宮町議会規則第2号)の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度における委員の任期は、第4条の規定に係らず4月1日から12月の委員の改選の日までとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。